フェリー 闘争につい 港湾関西地方本部

、一イ時離たバ9戦 - A と ナ の 日 内 貨 の 日 本 わ だ の こ れ が の こ れ か に る れ が の こ れ か に る れ が の こ れ か に る れ が の に る れ か に る れ が の に る れ か に る れ か に る れ が の に る れ か に る で心荷 安し、ととが、とと、

も抗め関

め関 、 西 し 出 ェ 日

4日カーフェリー間というではし、交渉出席を表明しました。 4月10日、組合議行動の結果、よ出席を表明しました。 2万円 12日、 4月12日、 4月12日日、 4月12日、 4月12日日、 4月12

関西地方本部におけるたたかい

以後 さ後

、増大する雇用で、対策委員会」という)をスーフェリー対策委員会

73

カーの関

- 1. カーフェリーへの自動車の積卸し、配給センターなど関連倉庫作業、埠頭およびター ミナルにおける諸作業等は、すべて港湾労働者の職場であることを明確にし、既存の 港湾労働者にその作業をおこなわせること。
- 2. 港湾労働者の雇用と生活保障を確立するためカーフェリーの就航にともなう人減らし 配置転換をいっさいおこなわず、関係者が共同で雇用と生活の安定をはかること。
- 3. 関係官庁、地方自治体、公社、フェリー業者、港運業者、トラック業者、関係労組によ る「対策会議」を中央、地方に早急に設置し、具体的な対策をたてること。
- 4. 前三項の要求が解決するまではフェリー埠頭の建設を中止することとし、開業準備 中の航路は就航を中止させ、免許申請中のものは認可しないこと。

ま消 しの 対た。運 始 することを決

全日本港湾労働 組合関西地方本部 電話:06-6572-2194

行動の結果、ようやく両社と4月10日、組合員を動員して汽船はこれに応じなかったたかし大阪高知特急フェリー、か、交渉出席を求めました。 書力 4 定 月 を一月

加社37社に要求書 ―関係4団体、h

て出金化旨準立た合労代午譲乗 に設港 `要職8 百使行卸

国港湾のたたかい

1. フェリーを利用する自動車の受渡しは従来 船内渡しであったが、その外に商品車、無人 航走車などを対象とする。船側渡しの積卸作 業は、港湾労働者、港湾運送事業者に行わ

但し、どちらの受渡しによるかフェリー利用

2. 港湾労働者の生活安定、中高年齢者層対 策などで労使あるいは行政機関の合意に基 <u>づき生活安定の基金等が設立された場合、</u> フェリー船社は当該制度または組織に応分

近畿海運局(私案)

せることとする。

者の自由な選択にまかせる。

(1)カーフェリー又はフェリー輸送については近年著しく増加し、発準備、申請中を含めると約50航路にのぼり、それが75年4月には、中長距離フェリーの運航が35航路、開業準備、申請中を含めると約50航路にのぼり、それが75年4月には、カリーにおける自動車輸送台数は182万台、約7・5倍に増加していました。しかも、75年3月から、貨物専用フェリーの運航が認可され、内航海運との競争激化、港湾運送内航海運との競争激化、港湾運送

(16) 中央交渉に参加が認めらました。 (16) 中央交渉に参加が認めらました。 (16) 中央交渉に参加が認めらました。 (17) 中央交渉に参加が認めらました。 会いが難航し、救済基金の 方に預託されたまま、凍結状態に なっていました。 (17) やがて中央交渉は越年後の5年 4月2日協定調印が決まったが、 関西地本は地域暫定協定については中央協定と無関係であることを中央交渉の中で確認させると共に、フェリー船社との話し その後十数回の小委員会、数え切れない程の事務折衝を重ね8月10 日、フェリー救済基金の運営実施に必要な手続を要求しました。 (18) そして関西地本と大阪、神戸、徳島各フェリー救済基金の管理運営は関西地本と大阪、神戸、 が済基金の管理運営は関西地本に必要な 手続を要求しました。 が済基金の管理運営は関西地本に必要な 手続を要求しました。 を託することで解決しました。 が済基金の管理運営は関西地本に必要な が済基金の管理運営は関西地本に必要な が済基金の管理運営は関西地本に必要な が済基金の管理運営は関西地本に必要な が済基金の管理運営は関西地本に必要な が済基金の管理運営は関西地本に必要な が済基金の管理運営は関西地本に必要な が済基金の管理運営は関西地本に必要な が済基金は7千万円で妥結。 (19) 7千万円の内、5千万円を関 が済基金として現在 を運用を行っています。残り2千 万円は、四国地本に配分しました。

 \mathcal{O} 大 きく な 0 7

ま

保ない 業埠作 進関係が 関係諸団体に提出呼に関する要求書り港湾労働者の雇り「カーフェリー た。提求の日間 における である である である 一の就航 一の就航 一の就航 一の就航 一の就航 一の就航 一のない。 た係とと」、話、行り、 か機生と

まなフ金者存に化職けし段制3い関活もと作「卸全2 し を等はいて暫、し間、な確の、て暫、し間、 の出 。よ、定先とび結い題 ハり公に行し神果て、 確に 認合 、港社係的て戸には救 を意 痩す、救湾又るに、港よ、済得るカ済労は方具イにる中基 し。一基働既法体、か 、おと央金

容定働原

の者則港埠

基生的湾頭全金活に労に国

確るへ船域上にリ

こ仮社でミ

日

離フェリ

] 目

業エ日船港最す国象春

立はと長路、

が

見離車問

対無をに

立人主つ

日し東張い

う であ し港 全た湾 国関の 。闘西力 争地丨 と本フ しのエ てたリ 発たし 展か闘 さい争

確認書

し、フ雇をし労頭消

分 の 74 港

力 第

フェリー船社側(日本旅客船協会、日本長距離フェリー協会)、日本港運協会及び全国港 湾労働組合協議会は運輸省の立ち合いのもとに、カーフェリー輸送におけるターミナル作 業について協議した結果、下記諸点について意見の一致をみたことを確認する。

- 、カーフェリー埠頭における一切の業務は、フェリー船社が行なう自動車航送業務であ ると同時に港湾における港運事業者の行なう業域であり、且つ港湾労働に従事する 者の職域であることを原則として確認する。
- 具体的作業内容については当面下記の通りとする。 (1)埠頭サービス業務

(1)74年8月全国港湾の四者湾労働者の雇用不安の解った。② 港湾労働者の雇用不安の解決を一切おことを明確にること。② 港湾労働者にともなう人減らした。③ これらの解決を明確に、関係省庁、日本族のに、関係省庁、日本族のに、関係省庁、日本旅名に、関係省庁、日本旅名に、関係省庁、日本旅名に、関係省庁、日本旅名に、関係省庁、日本旅名の解決をはいるに、関係省庁、日本旅名の解決をはいるに、関係省庁、日本旅名の解決をはいるに、関係省庁、日本旅名に、関係省庁、日本旅名に、関係省庁、日本旅名の解決をは、

会 、船かは係 、フ雇をし労頭消 、 議日協るか者配ェ用行 、働にを関

を本会たるが置りとわ既者おめ係フ弾
設法、めて共転し生せ左のけざ洪・

めこ共転一生せ存のけざ港ェ

客はを関

- (イ)可動橋操作 (ロ)綱取、(ハ)車両積込、(二)車両取卸、(ホ)車両誘導、(へ) 清掃、(ト)廃棄物の処理
- (2)船客等サービス業務
 - 手、小荷物取扱い
- (3)駐車場業務

(イ)駐車場の管理、(ロ)トラックターミナル、(ハ)倉庫

但し、カーフェリー輸送の現状に鑑み、有人車については原則として除外する。なお、 具体的な実施の方法ならびに時期等については関係各港で協議して決める。

- (注)有人車とは旅客として乗船する運転者が自らの車両(乗用自動車、貨物自動車) を自ら船内に積み込み、揚地において自らが船内から陸上げする車両をいう。
- 基金については、フェリー船社側は、日本港運協会と全国港湾労働組合協議会との 間で設立される「港湾労働者生活保障基金」(仮称)に一定の基金を拠出する。

昭和五〇年四月二日

日本旅客船協会 日本長距離フェリー協会 入谷 豊州 副会長 日本港運協会 嶋 四郎雄 印 副会長 高 松村正 直印 同 畄 同 部 髙 (EII)

全国港湾労働組合業議会 長 議 吉岡徳次 運輸省港湾局 港政課長

ま 月 し 5 で全対75た。 8 す 9 要対 11 5 月 は、 日 26 日 月 8 官 庁 月 10 31 19 月 日 日 22 開日開 か、催 団 趣 れ11 さ 体旨

でを75月闘けにル区定定

が

取

り

交

わ

さ

ま

・ ・ ・ は は ま が ル ・ フトに ・ フトに 提年28争て対シ協 回し93に者よ船出の日を 八会にて、 年継協る社し協 が「手末闘」 対応の必要性 まないこと、 まないこと、 3 協 月議 の同 17 開始のになっ に低のの運議フ討輸を でフ討輸を が湾進要輸し工議送増 公のめ求局、リーデー 式三方書に10 ー デー を 催 求 93 公のめ求局 年式三方書に10 | 受大ダ地協湾

実勢る 合と社 げはいと 協ではないと組み 力強定後合 了くの退が フ要具し協

平成6年3月3日続き協議する。

とする。平成七年以後については、引

千万円とし、平成六年度は四千万円拠出金は平成四年度と五年度は三

(10) フェリー基金は、全港湾関西地本の取組みから、全国港湾に引き継がれ、全国的取組みとして「内航フェリー輸送における港湾労働者の職域削減に伴う共済基金」で、年間単位で無人トラック輸送台で、年間単位で無人トラック輸送台で、年間単位で無人トラック輸送台が、日本港運協会へ特別会費として、現在フェリー輸社2協会が、日本港運協会へ特別会費として、年間四千万円を全国港湾の「労働者福利対策費」として、支払われていますが、原点は全額全国港湾に支払われるべき「フェリー基金」です。(13) しかし、近年日本港運協会は、半期毎の支払を完全履行していますが、日本港運協会に増額を要求し、年間四千万円が、半期毎二千万円で支払われるようになりました。(13) しかし、近年日本港運協会は、半期毎の支払を完全履行していません。日本港運協会は、契約不履行を早急に是正すべきです。

通り意見の一致をみたことを確認する。年4月2日付確認書に基づき、下記の年4月2日付確認書に基づき、下記の長距離フェリー協会)、日本港連協会及長距離フェリー船社(日本旅客船協会・日本フェリー船社(日本旅客船協会・日本 1.フェリー船社は昭和5年4月2日付ま、建機、農機及びコンテナの積みず、建機、農機及びコンテナの積みで実態を考慮の上、三者又は四者協で実態を考慮の上、三者又は四者協すべく努力するものとする。